

議 会 資 料	議案第 7 2 号
こども家庭課	

志摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1. 条例を制定する理由

令和 6 年 6 月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、これにより児童福祉法が改正され、保護者の就労要件を問わず乳幼児を保育所等で受け入れる、いわゆる「こども誰でも通園制度」の基盤となる「乳児等通園支援事業」が創設されました。

これまでの保育所等の利用は、基本的に保育の必要性（保護者の就労や病気など）が認定された家庭に限られていましたが、この制度は、その枠を取り払い、保育所等に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満の子どもとその家庭も支援の対象に含めるものです。

月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

児童福祉法で、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を、各市町村が条例で定めることが義務付けられています。

2. 制定する条例の要点

本市において「乳児等通園支援事業」を実施するにあたり、その根幹となる設備及び運営に関する基本的な基準を定めるものです。これにより、市内の施設において安全かつ質の高いサービスが提供される基盤を整えます。

3. 制定による効果等

保護者にとっての子育ての孤立感や不安感の解消につながり、子育ての負担感の軽減にもなります。

また、子どもにとって家庭とは異なる経験や、年齢の近い子どもとの関りにより人や物への興味や関心が広がり成長していくことができます。

4. スケジュール

令和 8 年 1 月	利用者募集準備
令和 8 年 2 月	周知・利用者受付開始
令和 8 年 4 月	乳児等通園支援事業 開始